

第31回山形家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和元年7月3日（水）午後1時30分から午後3時20分まで

第2 場所

山形家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 青塚 晃，石沢治雄，井上弓子，尾原克子，佐藤博之，
原 雅基，深沢茂之（委員長），藤原 武，柳谷豊彦，
山上 朗（敬称略，五十音順）

（列席職員） 鈴木事務局長，仁瓶首席家庭裁判所調査官，森谷首席書記官，
保田事務局次長，佐藤次席家庭裁判所調査官，藤澤訟廷管理官

（庶務） 高林総務課長，板垣総務課課長補佐

第4 議事

- 1 新任委員挨拶（青塚委員，深沢委員，藤原委員）
- 2 委員長の選出（深沢委員）
- 3 議題「成年後見制度の利用促進基本計画への取組について」

(1) 議題に関する基本説明①

ア 成年後見制度及び基本計画の概要，家庭裁判所に期待される役割（山形家庭裁判所原裁判官）

イ 第29回山形家庭裁判所委員会における委員意見等を踏まえた山形家庭裁判所の取組状況（山形家庭裁判所鈴木事務局長）

(2) 意見交換①

別紙のとおり

(3) 議題に関する基本説明②

市民後見人について（山形家庭裁判所原裁判官，藤澤訟廷管理官）

(4) 意見交換②

別紙のとおり

4 次回の予定等

(1) 開催日時

令和2年1月29日（水）午後1時30分

(2) テーマ

未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(◎委員長, ○委員, ●説明者(列席職員))

意見交換①：県をはじめとする自治体への働き掛けについて

- 市町村の動きを活性化させるためには、トップである市町村長の理解が不可欠である。特に、人員配置や予算措置はトップの理解がないと進まない。市町村会のような市町村長が集まる機会を捉えて、家庭裁判所として中核機関の必要性を説明し、理解を得ることも必要と考える。
- 上記意見に賛成である。県内の市町村においては、男女共同参画基本法に基づく取組がなかなか進まなかったところ、県知事が全国知事会のチームリーダーになったことを契機に、県知事の号令の下、県の部長クラスが熱心に市町村長に働き掛けた結果、取組が進んだ例がある。トップダウンで取り組まないと、浸透は難しいと思われる。
- ◎ 御意見のとおり、自治体のしかるべき部署への働き掛けを継続して行う必要があると考える。
- 弁護士会は、司法書士会、社会福祉士会などとともに「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」というネットワークを構築して、県との意見交換や、山形市成年後見センターの運営への参加、各自治体への担当者の派遣などを行い、自治体の取組に協力している。

各自治体の中核機関を意識する機会は増えてきていると思うが、後見制度の利用が必要だが親族間の関係が複雑である場合に、自治体がどれだけその中に入っていけるかについては難しい面もあると思う。
- ◎ 首長申立ては徐々に浸透してきているが、裁判所は申立てがあって初めて動くことができる受動的な機関であるため、申立て前の段階で関与することは難しく、それだけに中核機関が果たす役割への期待が大きい。
- 各自治体において、専門職も関与して、申立てをするかどうかを含めて相談

できる体制が構築されるのが望ましい。裁判所としてできるのは、後見制度の周知や分かりやすい手続案内など、制度を利用したいときに容易にアクセスできる体制作りにはしっかりと取り組んでいくことである。

意見交換②：市民後見人の選任の促進について

- 市民後見人の事務量がどれくらいか分かりにくく、人の終末に関わるかもしれないという心理的負担もあるため、その点に配慮が必要と考える。
- どのような案件が市民後見人に適するののかという具体的な姿を裁判所が示す必要があると思われる。
- 弁護士が後見人に選任された場合、身上監護の専門家ではないため、施設との契約関係などの環境整備や、施設を訪問して本人の様子を確認するのが主な役割である。この点は市民後見人の場合も同様であり、直接本人を介護するということにはならない。
- 複数の自治体が集まって中核機関の設置を目指していること自体に、一つの自治体に多くを期待することが難しい地方の厳しい現実があると思われる。
- ◎ 厳しい状況もあるが、同じような状況の自治体が集まって連携することにも大きな意味があると思われる。
- 潜在的な後見制度利用のニーズの掘り起こしを誰が行うのかという問題もある。住民の状況については、民生委員や自治会の役員などがかろうじて把握しているのが実情であり、自治体がこれらの方々と連携することが望ましいが、個人情報保護の要請もあって情報の共有自体が難しい。
- 裁判所としても、後見制度の利用を必要とする人が潜在的にどれくらいいるかの数値を持っておらず、把握の難しさを感じている。
- 自身の介護の経験からすると、地域包括支援センターが拠点となって、社会福祉協議会の職員やケアマネージャー、訪問看護師、ヘルパーなどの多くの方々が一人の介護をサポートしており、定期的集まって会議も行っている。後見制度利用のニーズを把握しているのはこのような方々である。

また、地方では、親を残して子どもたちは都会に行ってしまい、頻繁に帰ってくることも難しい状況が多くあるが、子どもたちの世代に介護や後見制度に関する十分な知識があるとは思えない。もし信頼できる市民後見人をお願いすることができれば、子どもたちも安心できると思う。

- 市民後見人自身も時間の経過とともに高齢化することが想定され、中核機関が関与してきちんと次の後見人にリレーできることが必要である。
- 裁判所として市民後見人が適すと考えるケースを類型化して整理する必要がある、それが出発点と思われる。その上での関係機関への働き掛けを行うこととなろう。
- ◎ 本日の意見交換を通して、後見制度は発展途上であることが改めて分かった。御意見も踏まえてより良い制度となるよう取り組んでいきたい。

以 上